

第二十一條 本協会の總會ニ就テ出席會員ノ五ノ三以上ノ賛同者
第二十二條 本會ニ提出スル附屬事項ニ就テ其ノ議決ヲ行

第二十三條 附 則

第二十四條 本協会の總會ハ一月ニ一回開會スルコトヲ定メ

其ノ決議事項ハ本會ノ事務ニ關スルコトニ限リ

第二十五條 本會ノ組織ニ關シテ本協会の總會ニ就テ其ノ議決ハ出席會員ノ五ノ三以上ノ賛同者ヲ要ス

第二十六條 本會ノ總會ハ一月ニ一回開會スルコトヲ定メ

其ノ決議事項ハ本會ノ事務ニ關スルコトニ限リ

第二十七條 附 則

第二十八條 附 則

第二十九條 本協会の總會ハ一月ニ一回開會スルコトヲ定メ

其ノ決議事項ハ本會ノ事務ニ關スルコトニ限リ

第三十條 附 則

アルニアラザレバ變更スル事ヲ得ズ
第廿二條 本會期ハ昭和三年（一九二八年）一月七日ヨリ之レヲ
實施ス

◎役員選舉

幹事委員 大森種一外三名（議長指名）

役員

執行委員長 深 留

執行委員

鈴木説次郎 田中良二 甲賀喜夫

村尾重雄 外七名

會計

大森種一

會計監査 熊本外一名